

一般社団法人昭葉同窓会理事及び監事選出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人昭葉同窓会（以下「当法人」という。）の定款第26条及び第37条の規定に基づき、理事及び監事の選出方法を定めるものである。

(選出方法)

第2条 理事及び監事は、理事及び監事選考委員会（以下「委員会」という。）を設け、委員会において社員及び正会員の中から候補者を選考の上総会に推薦し、承認を得るものとする。

2) 候補者は本会の公示に基づき立候補した者及び理事会の推薦した者とする。

(選考基準)

第3条 理事・監事候補者は、当法人の事業運営に必要と認められる知識及び経験を有する者で、理事・監事にふさわしい者とする。

(委員会)

第4条 委員会は、次の基準により選出された選考委員をもって構成する。

1. 社員及び正会員の内から9名。但し、そのうち理事は4名以内とする。
2. 選考委員は、理事会の承認を得て会長が選任する。
3. 選考委員の中から互選により、選考委員長を選任する。
4. 選考委員長は、委員会を運営し代表する。
5. 選考委員の任期は、2年間とする。但し、再任は妨げない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか選考にあたって必要な事項は、委員会において定める。

附則

この要綱は、平成23年10月9日から施行する。

この要綱は、平成27年 8月2日から施行する。